

介護老人保健施設セーजू新ことに運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人耕仁会は、介護老人保健施設セーजू新ことに（以下「施設」という。）が行う介護保健施設サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び介護支援専門員、その他の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするとともに、その入所者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第 3 条 介護保険施設サービスの提供を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 セーजू新ことに
- (2) 所在地 札幌市北区新琴似町 7 8 7 番地 2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・医師が兼務）
従業員の管理と共に業務の実施状況把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 名（管理者と兼務）
疾病又は負傷に対する確かな診断と常に医学 の立場を堅持した適切な治療と指導を行う。
検査、投薬、注射処置等は利用者の症状に照らして妥当適切に行う。
- (3) 薬剤師 1 名（非常勤）
医師の処方による調剤及び薬品管理指導を行う。
- (4) 看護職員（看護師・准看護師） 9 名以上
医学的管理の下における適切な看護・介護を行い自立の支援を行う。
- (5) 介護職員（介護福祉士・介護員） 2 5 名以上
医学的管理の下における適切な介護を行う。
- (6) 支援相談員 1 名以上
入所者の心身の状況、病状等を的確に把握し、入所者又はその家族に対して助言その他の援助を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 1 名以上
入所者の心身に関し、諸機能の維持回復と日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。
- (8) 管理栄養士 1 名以上
入所者に対し、栄養並びに身体状況、病状及び嗜好を考慮し、個別にアセスメントし、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (9) 介護支援専門員 1名以上
施設サービスの計画作成に関する業務及び、提供する介護保健施設サービスの質の評価を行いその改善を図る。
- (10) 事務職員 1名以上
施設運営、管理及び会計等の事務を行う。
- (11) その他（介護助手・清掃員） 1名以上
- (12) 調理員（業者委託）
栄養士の計画に従って、衛生的な食事を提供する。

（入所者の定員）

第 5 条 施設の入所定員は、100人とする。内、認知症専門棟を50名とする。

（介護保健施設サービスの内容）

第 6 条 介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 看護
- (2) 医学的管理下の介護
- (3) 機能訓練
- (4) 医療
- (5) 日常生活上の世話
- (6) 食事の提供（栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理）

（利用料等）

第 7 条 施設が介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保健施設サービスの提供について厚生労働大臣が定めた額の1割～3割とする。

- 2 前項のほか、利用料として、居住費、食費、入所者が選定する教養娯楽費、理容代、室料、私物の洗濯代、その他の費用等を別に定める入所利用料金表「その他の利用料・費用」に基づき支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める入所利用料金表により支払いを受ける。
- 4 本条の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名を受けることとする。

（利用料滞納以外における契約解除事項）

第 8 条 施設のサービス及びその職員の人権を守る観点から、以下の事由等の発生が確認された場合、契約を解除するものとする。

- (1) 利用者又はその家族が施設へ著しい不信行為を行う場合
- (2) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者又は関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力、又は暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく）
- (3) 職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生し、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合

（施設の利用にあたっての留意事項）

第 9 条 入所申込者及びその家族は、介護保健施設サービスの提供を受ける際、あらかじめ施設の運営規程の概要、介護保健施設サービス事業従事者の勤務の体制その他の重要事項に

について、文書等により説明を受け、入所後は、施設生活上のルールを守り、施設の従業者又は他の入所者等に迷惑をかけず、施設の設備等の利用に当たっては、安全性等について十分留意しなければならない。

- 2 施設は、サービス計画の作成にあたり、入所者・家族の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(褥瘡対策等)

第10条 施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡（床ずれ）が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(身体の拘束等)

第11条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する必要があるものとし、この場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

身体拘束防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束防止に関する責任者 管理者 藤原和彦
- (2) 身体拘束防止のための指針の整備
- (3) 身体拘束防止のための委員会の設置
- (4) 身体拘束防止のための従業者に対する研修の実施（年2回以上）

(要望又は苦情等の申出)

第12条 入所者又はその家族は、施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができる。施設は、「ご意見箱」を用意して苦情、ご意見等を受付し、また、苦情については、別紙図1に記載の手順に従い、誠意を持って対応する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第13条 施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設及びその従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
- 3 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- 4 施設及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 5 施設は、入所者から予め文書で同意を得た場合に限り次の情報提供を行う。
 - (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 6 施設は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止しなければならない。
- 7 施設が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、

開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。(開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担とする。)

(緊急時の対応)

- 第14条 施設は、施設医師の医学的判断により受診が必要と認めた場合、入所者に関して協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。
- 2 施設は、入所者に対し、施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、入所者又は身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡を行う。ただし、専門的な緊急医療を要する状態に陥った時は、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがある。
 - 4 入所のサービスにより事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者のご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。
 - 5 他の医療機関へ受診の際は、ご家族様が同伴して実施することを原則とする。

(衛生管理等)

- 第15条 従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策委員会の開催
 - (3) 研修及び訓練の実施

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する
虐待防止責任者 管理者 藤原和彦
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止委員会の設置
 - (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回以上)
 - (5) 成年後見人の利用を支援する
 - (6) 苦情解決体制を整備する
 - (7) サービス提供中に、従業者が養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(感染症蔓延防止及び災害等発見時の対応)

- 第17条 感染症や非常災害の発生時においては、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制が早期に事業再開することを図るために、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施(年2回以上)
 - (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更
 - 2 感染症蔓延及び災害発生時において、その規模や被害状況により通常の業務を行えない場合、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、入所者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携及び必要時の連絡を行う。
 - 3 指定感染症蔓延時において、通常の業務を行えない場合、感染症の拡大状況を把握し予防対策を講じた上で、必要な連絡を行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業員の資質の向上を図るために、その研修の機会を確保する。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人耕仁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年6月1日一部改訂

平成14年8月1日一部改訂

平成15年4月1日一部改訂

平成15年5月1日一部改訂

平成16年4月1日一部改訂

平成17年10月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成18年5月1日一部改訂

平成21年4月1日一部改訂

平成24年4月1日一部改訂

平成24年7月1日一部改訂

平成26年4月1日一部改訂

平成26年5月1日一部改訂

平成26年10月1日一部改訂

平成27年4月1日一部改訂

平成27年8月1日一部改訂

平成27年11月1日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂

平成29年4月1日一部改訂

平成30年4月1日一部改訂

平成30年8月1日一部改訂

令和元年5月1日一部改訂

令和元年10月1日一部改訂

令和2年4月1日一部改訂

令和2年10月1日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂

令和3年8月1日一部改訂

令和4年7月11日一部改訂

令和4年10月1日一部改訂

令和5年5月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

令和6年8月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

令和7年5月1日一部改訂

令和7年5月23日一部改訂